



# 島根県報

平成22年6月25日（金）

号外 第 125 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正 (人 事 課) 2

### 【公企規程】

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 7

### 【病院局規程】

島根県病院局職員就業規程の一部を改正する規程 8

### 【人委規則】

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 10

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 10

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 11

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 11

訓 令

島根県訓令第 6 号

本 庁  
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成22年 6 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 6 条の 2 中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改め、「同条第 2 項」の次に「若しくは第 3 項」を加える。

第 14 条中「おいて、」の次に「同条の表第 14 号の 2 に該当する休暇を受けようとするときは要介護者の状態等申出書（様式第 3 号の 2 の 2）を、」を加え、「ときは、」を「ときは」に、「様式第 3 号の 2 の 2」を「様式第 3 号の 2 の 3」に改める。

様式第 1 号の 2 中 「  
深夜勤務  
時間外勤務  
」を 「  
深夜勤務  
時間外勤務  
（職員の勤務時間に関する条例  
第 9 条 第 2 項 第 3 項）  
」に、

「  
有 無 を  
深夜において就業している。  
（深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入）  
就業している。  
（時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入）  
負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である。  
産前 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）又は産後 8 週間以内である。  
上記のいずれにも該当しない（養育ができる。）。  
」

「  
有 無 に改め、同様式の注意中「  
深夜において就業している。  
負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である。  
産前 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）又は産後 8 週間以内である。  
」

」

出産予定日」を「「出産予定日」の□」に、「この欄は、子を養育するための請求の」を「この欄は、子を養育するための深夜勤務の制限を請求する」に、「就業している」を「深夜において就業している」に、「就業日数」を「深夜における就業日数」に改める。

様式第1号の3中「ものが」の次に「深夜において常態として当該子を」を加える。

様式第3号の2の2を様式第3号の2の3とし、様式第3号の2の次に次の1様式を加える。

## 様式第3号の2の2 (第14条関係)

## 要介護者の状態等申出書

年 月 日

所 属

氏 名

㊟

## 1 要介護者に関する事項

(1) 氏名

(2) 職員との続柄

(3) 職員との同居又は別居の別

同居別居

(4) 介護が必要となった時期

年 月 日

## 2 要介護者の状態

## 3 備考

注1 「1(4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように、具体的に記入する。

様式第3号の3中

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日生	就 業 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

を

「

1 請求に係る子	
氏 名	
続 柄	
生年月日	年 月 日生

に、「3 請求内容」を「2 請求

内容」に、「4 備考」を「3 備考」に改め、同様式の注意2中「請求期間」欄に出生予定日以後の期間を記入し、1についての」を「2 請求内容」の「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の」に改め、同様式の注意3中「4 備考」を「3 備考」に改め、「養育する場合」の次に「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)第10条第2号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)」を加える。

様式第3号の3の2中

4 配偶者の養育計画	
配 偶 者 の 氏 名	
養 育 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
子を養育するため に利用する制度等	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇 <input type="checkbox"/> その他 ( )
5 備 考	

」

を

4 備 考	
-------	--

に改め、同様式の注1

中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、注2中「請求者の育児休業請求期間」を「請求期間」欄に改め、同様式の注中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

様式第3号の4中

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日生	就 業 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

を

「

1 請求に係る子	
氏 名	
続 柄	
生年月日	年 月 日生

に、「3 請求内容」を「2 請求

内容」に、「備考」を「3 備考」に改める。

「  その他 ( )

様式第3号の5中  休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。 を

休業等に係る子が死亡した。 」

「  その他 ( )

に改める。

休業等に係る子が死亡した。 」

様式第3号の6中

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
生年月日	年 月 日生	就業の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

を

「

1 請求に係る子	
氏 名	
続 柄	
生年月日	年 月 日生

に、「3 請求内容」を「2 請求

内容」に、「4 備考」を「3 備考」に改め、同様式の注意中2を削り、3を2とする。

様式第3号の8中

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
生年月日	年 月 日生	就業の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

を

「

1 請求に係る子	
氏 名	
続 柄	
生年月日	年 月 日生

に、「3 請求内容」を「2 請求

内容」に、「4 備考」を「3 備考」に改め、同様式の注2中「3 請求内容」を「2 請求内容」に、同様式の注3及び4中「4 備考」を「3 備考」に改める。

様式第3号の9中

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
生年月日	年 月 日生	就業の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

を

「

1 請求に係る子	
----------	--

氏 名	
続 柄	
生 年 月 日	年 月 日生

に、「3 請求内容」を「2 請求

」

内容」に、「4 備考」を「3 備考」に改め、同様式の注1及び2中「4 備考」を「3 備考」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

## 島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年6月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県公営企業管理規程第8号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の12中「第1項第4号、」を削り、「第8条の9中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、次の各号のいずれにも該当する当該職員が当該要介護者を介護」と、前条第1項第1号」を「第8条の10中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、第8条の11第1項から第3項まで及び第5項中「第8条の9又は第8条の10」とあるのは「第8条の10」と、同条第1項中「ならない。この場合において、第8条の9の規定による請求に係る期間と第8条の10の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第1項及び第2項中「第8条の9又は第8条の10」とあるのは「第8条の10」と、同条第1項第1号」に改め、「まで」との次に「、「これら」とあるのは「第8条の10」と」を加え、同条を第8条の13とする。

第8条の11第1項中「第8条の9」を「第8条の9又は第8条の10」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「第8条の9」を「第8条の9又は第8条の10」に、「同項」を「これら」に改め、同項第2号中「子が」の次に「、第8条の9の規定による請求にあつては3歳に、第8条の10の規定による請求にあつては」を加え、同条を第8条の12とする。

第8条の10第1項中「前条」を「第8条の9又第8条の10」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第8条の9の規定による請求に係る期間と第8条の10の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第8条の10第2項中「前条」及び「同項」を「第8条の9又は第8条の10」に改め、同条第3項中「前条」及び「同条」を「第8条の9又は第8条の10」に改め、同条第5項中「前条」を「第8条の9又は第8条の10」に改め、同条を第8条の11とする。

第8条の9の見出しを削り、同条中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を「第8条の2に規定する勤務」に改め、同条各号を削り、同条を第8条の10とする。

第8条の8の次に次の1条を加える。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

**第8条の9** 管理者は、3歳に満たない子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第8条の2に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次条において同じ。）をさせてはならない。

第22条中「別表第12号及び第14号」を「別表第12号、第14号及び第14号の2」に改める。

第33条の表第6条の2第1項の項中「同条第3項」を「同条第4項」に、「同条第2項」を「同条第2項若しくは第3項」に、「第8条の5第1項」を「第8条の5」に、「第8条の9第1項」を「第8条の9若しくは第8条の10」に、「第8条の12」を「第8条の13」に改める。

別表第14号中「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）の世話」を、「認められる場合」の次に「（前号に該当する場合を除く。）」を加え、「複数」を「2人以上」に、「6日」を「10日」に改め、同号の次に次の1号を加える。

14の2 第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の管理者が定める世話を行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）
---	--------------------------------

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に使用された改正前の島根県企業局職員就業規程別表第14号の休暇については、改正後の島根県企業局職員就業規程別表第14号の休暇として使用されたものとみなす。

## 島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

### 島根県病院局管理規程第8号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

平成22年6月25日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第15条の見出しを削り、同条中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を「時間外勤務」に改め、同条各号を削り、同条を第15条の2とする。

第14条の次に次の1条を加える。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

**第15条** 管理者は、3歳に満たない子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次条において同じ。）をさせてはならない。

第16条第1項中「前条」を「第15条又第15条の2」に改め、同項に後段として次のように加える。



この場合において、第15条の規定による請求に係る期間と第15条の2の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第16条第2項中「前条」及び「同項」を「第15条又は第15条の2」に改め、同条第3項中「前条」及び「同条」を「第15条又は第15条の2」に改め、同条第5項中「前条」を「第15条又は第15条の2」に改める。

第17条第1項中「第15条」を「第15条又は第15条の2」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「第15条」を「第15条又は第15条の2」に、「同条」を「これら」に改め、同項第2号中「子が」の次に「、第15条の規定による請求にあっては3歳に、第15条の2の規定による請求にあっては」を加える。

第18条中「第1項第4号及び」を削り、「第15条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、次の各号のいずれにも該当する当該職員が当該要介護者を介護」と、前条第1項第1号」を「第15条の2中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、第16条第1項から第3項まで及び第5項中「第15条又は第15条の2」とあるのは「第15条の2」と、同条第1項中「ならない。この場合において、第15条の規定による請求に係る期間と第15条の2の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第1項及び第2項中「第15条又は第15条の2」とあるのは「第15条の2」と、同条第1項第1号」に改め、「まで」との次に「、「これら」とあるのは「第15条の2」と」を加える。

第33条第1項中「別表第12号及び第14号」を「別表第12号、第14号及び第14号の2」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、年次有給休暇並びに第29条第2号並びに別表第12号、第14号及び第14号の2に規定する休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第43条の表第6条の2第1項の項中「同条第3項」を「同条第4項」に、「同条第2項」を「同条第2項若しくは第3項」に、「第15条」を「第15条若しくは第16条」に改める。

別表第14号中「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）の世話」を、「認められる場合」の次に「（前号に該当する場合を除く。）」を加え、「複数」を「2人以上」に、「6日」を「、10日」に改め、同号の次に次の1号を加える。

14の2 第30条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の管理者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）
--	--------------------------------

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の前日に使用された改正前の島根県病院局職員就業規程別表第14号の休暇については、改正後の島根県病院局職員就業規程別表第14号の休暇として使用されたものとみなす。

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6 月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第10号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

#### 第14条 削除

第15条第1項中「条例第9条第2項」を「条例第9条第2項又は第3項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第15条第2項及び第3項中「条例第9条第2項」及び「同項」を「条例第9条第2項又は第3項」に改め、同条第5項中「条例第9条第2項」を「条例第9条第2項又は第3項」に改める。

第16条第1項中「条例第9条第2項」を「条例第9条第2項又は第3項」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「条例第9条第2項」を「条例第9条第2項又は第3項」に、「同項」を「これら」に改め、同項第2号中「子が」の次に「、条例第9条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を加える。

第17条中「第1項第4号、」を削り、「この場合において、前条第1項第1号」を「この場合において、第15条第1項から第3項まで及び第5項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第3項」と、同条第1項中「ならない。この場合において、条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第1項及び第2項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第3項」と、同条第1項第1号」に改め、「まで」との次に「、「これら」とあるのは「条例第9条第3項」と」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成22年 6 月30日から施行する。

---

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6 月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第11号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年島根県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を削る。

第4条の2を削り、第4条の3を第4条の2とする。

第5条中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に改める。

第9条後段を削る。

#### 附 則

この規則は、平成22年 6 月30日から施行する。

---

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6 月 25 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第12号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第14号中「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）の世話」を、「認められる場合」の次に「（前号に該当する場合を除く。）」を加え、「複数」を「2人以上」に、「6日」を「、10日」に改める。

第3条の表第14号の次に次の1号を加える。

14の2 条例第12条第1項に規定する日常生活を営むの に支障がある者（以下この号において「要介護者」と いう。）の介護その他の人事委員会が定める世話を 行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当 であると認められる場合	1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあって は、10日）
---	------------------------------------

第6条第1項中「第3条第12号及び第14号」を「第3条第12号、第14号及び第14号の2」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に使用された改正前の職員の休日及び休暇に関する規則第3条第1項第14号の休暇については、改正後の職員の休日及び休暇に関する規則第3条第1項第14号の休暇として使用されたものとみなす。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6 月 25 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第13号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第14号中「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「職員」を「教育職員」に、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）の世話」を、「認められる場合」の次に「（前号に該当する場合を除く。）」を加え、「複数」を「2人以上」に、「6日」を「、10日」に改める。

第3条の表第14号の次に次の1号を加える。

14の2 条例第12条第1項に規定する日常生活を営むの に支障がある者（以下この号において「要介護者」と いう。）の介護その他の人事委員会が定める世話を 行う教育職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが 相当であると認められる場合	1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあって は、10日）
---	------------------------------------

第6条第1項中「第3条第12号及び第14号」を「第3条第12号、第14号及び第14号の2」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に使用された改正前の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則第3条第1項第14号の休暇については、改正後の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則第3条第1項第14号の休暇として使用されたものとみなす。